

防災対策推進検討会議中間報告での
災害救助制度等への指摘事項に係る
取組みと今後の検討について

平成24年4月18日

厚生労働省

1 応援自治体から国への国庫負担金の請求について

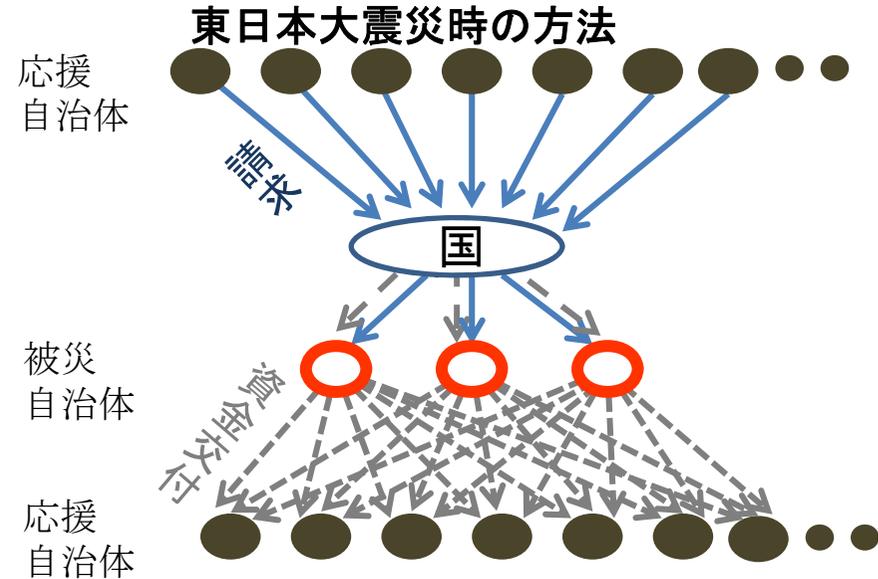
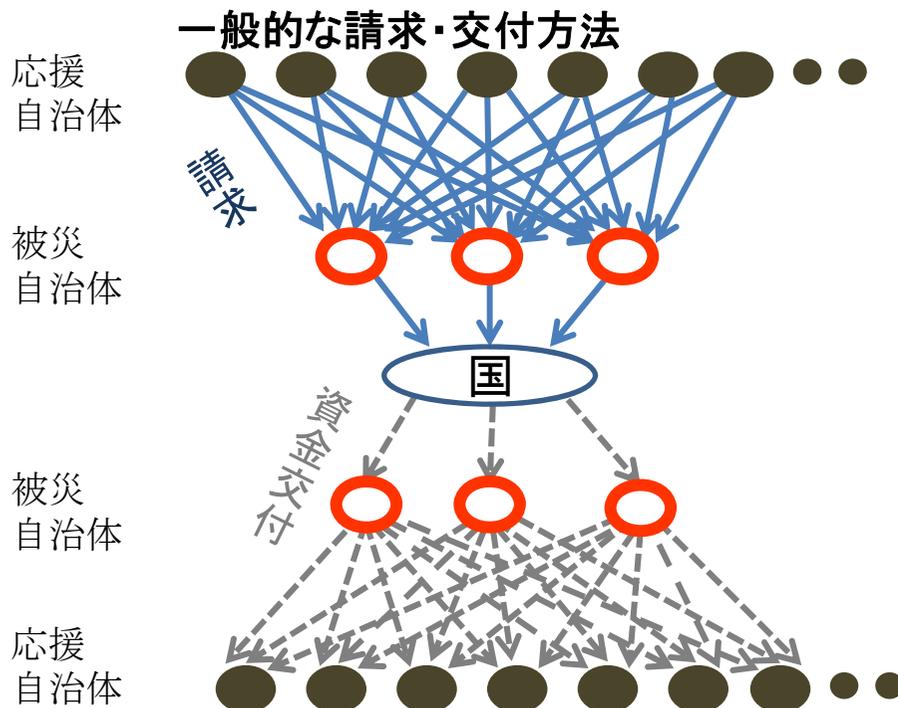
【防災対策推進検討会議中間報告での指摘】

- ・ 応援自治体の費用は、被災自治体への求償が必要だが、今回、国が事務手続きを支援した。更に応援自治体から国への請求が可能か検討すべき。

【これまでの取組み】

応援自治体の救助費用は、被災自治体が負担すると災対基本法で規定され、災害救助法により国庫負担

今回の大震災で、初の取組として、応援自治体から被災自治体への救助費用を国が代わりに審査する等、請求事務を支援



○被災自治体の事務負担軽減
国からのみ、且つ計画的に請求書類を受け取ることが可能に

○応援自治体の事務負担軽減
国に対してのみ、請求書類を提出することが可能に

※ 対象：47都道府県 救助費用：約220億円

【今後の検討】

応援自治体と被災自治体間での調整の確保を前提に、自治体や内閣府等と具体策を検討。

考えられる案1

東日本大震災時の方法を法制化し、更に事務負担軽減策を検討

考えられる案2

国庫負担分は国から応援自治体へ、被災自治体負担分は被災自治体から応援自治体へ交付

国庫負担分	国	→	応援自治体
被災自治体負担分	被災自治体	→	応援自治体

課題

- ・一つの事業費用を国と被災自治体へ請求することに関する問題
(審査をどう行うか等)
- ・応援自治体にとって事務負担が増えるおそれ

2 現物給付原則について

【防災対策推進検討会議中間報告での指摘】

- ・ 現物給付主義について、運用実態をよく把握しながら検討すべき。

【これまでの取組み】

- ・ 災害救助法は、応急救助として、災害時に市場での調達が困難な食品、被服、埋葬、応急仮設住宅等を被災者に現物で給付しており、現金給付は例外的な扱い

※ 阪神・淡路大震災の際に、火葬の費用を事後的に支払い

- ・ 東日本大震災では、被災の実情に応じて、現物給付の範囲を弾力的に見直し

例： 避難所、応急仮設住宅の暑さ対策、寒さ対策

県域を越えて避難された者への応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の本格的活用

【今後の検討】

災害救助法に基づく応急救助の範囲の整理について、自治体や内閣府等とともに取扱いを検討

※ 現行被災者支援体系の基本的な考え方は、応急期における現物給付は災害救助法、生活再建に向けた現金給付は被災者生活再建支援法という役割分担

3 応急仮設住宅の仕様、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の活用について

【防災対策推進検討会議中間報告での指摘】

- ・ 応急仮設住宅の仕様を見直すべき。
- ・ 用地の選定を自治体があらかじめ行うべき。
- ・ 賃貸住宅を借上げる際の取扱いを整理しておくべき。

【これまでの取組み】

＜応急仮設住宅の仕様＞

現在の仕様は、平成16年の新潟県中越地震の際に建設された仮設住宅の仕様が基本
東日本大震災では、各対策を実施した

- ・ 寒さ対策 : 断熱材の追加、暖房器具の設置 等
- ・ バリアフリー対策 : グループホーム型仮設住宅の建設
住民の個別要望に応じて、手すりやスロープ等の追加等
- ・ コミュニティ対策 : 集会場313棟、談話室400室を設置（被災3県）
自治会設置率89%（被災3県） ※阪神・淡路大震災時は63%

<用地の選定>

阪神・淡路大震災を踏まえ、一部の県では事前に用地を確保し、候補地リストを作成

<民間賃貸住宅の借上げ>

応急仮設住宅の建設とともに、民間賃貸住宅、公営住宅等の既存の住宅ストックを今回、初めて本格的に活用

応急仮設住宅	5. 3万戸	民間賃貸住宅（借上げ）	6. 8万戸
公営住宅	0. 9万戸	国家公務員宿舎	0. 3万戸
雇用促進住宅	0. 7万戸		

【今後の検討】

<応急仮設住宅の仕様>

コミュニティや高齢者等への配慮を含めた標準仕様について、国交省とともに検討中

例： ひさしの長さや物干し場の位置の改善

バリアフリーのための玄関扉の幅への配慮、段差解消

<用地の選定>

応急仮設住宅の建設候補地の優先順位をつけた事前のリスト化のガイドラインについて、国交省とともに検討中

<民間賃貸住宅の借上げ>

災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する自治体と関係団体との協定例について、国交省とともに検討中

4. 日本赤十字社等による義援金について

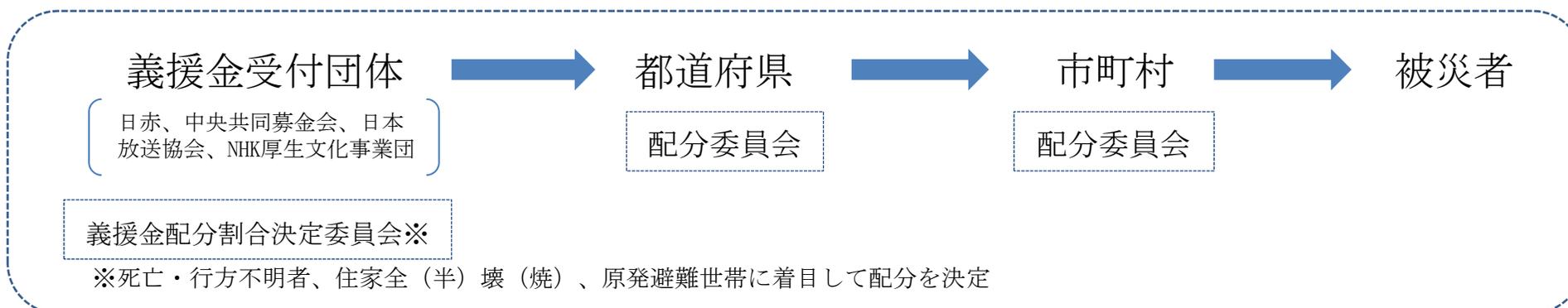
【防災対策推進検討会議中間報告での指摘】

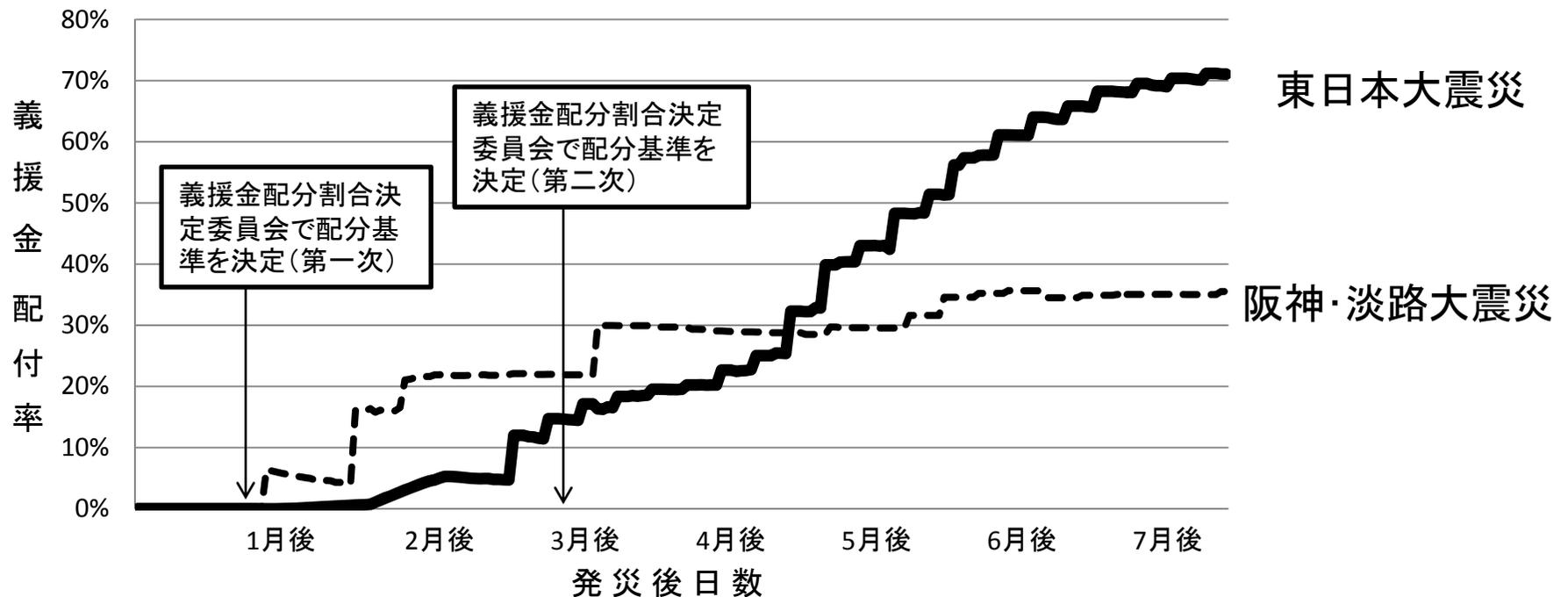
- ・ 受付団体は、支給手続きの迅速化のための検討を関係省庁と進めるべき。
- ・ 使途の状況を広報すべき。
- ・ 寄付金控除等の情報を提供すべき。

【これまでの取組み】

<支給手続きの迅速化>

- ・ 東日本大震災では、日赤、中央共同募金会、NHKによる、複数の自治体への配分調整が困難だったため、初の取組として、厚労省が協力して「義援金配分割合決定委員会」を設置し、配分基準を決定
- ・ 厚労省が、日赤等及び被災自治体に対し、早期配付を要請





< 用途の透明性 >

- ・ 義援金の受付と配付に係る事務費は、日赤等と自治体の自己負担
- ・ 厚労省、日赤等は、被災都道府県と市町村毎の配付状況等を公表

< 寄付金控除手続きの利便性 >

- ・ 日赤等では、寄付金控除のための受領書発行申請の受付を24時間実施

【今後の検討】

民間から採用された職員による「厚労省アフターサービス推進室」が、厚労省、自治体、日赤等にヒアリングを行うこと等により、義援金の配付実績を検証中

5. 救急医療の充実について

【防災対策推進検討会議中間報告での指摘】

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動内容・活動期間等及び医療チームの派遣調整機能等について、「日本DMAT 活動要領」等を改正すべき。
- ・ 派遣された医療チーム間の引継ぎや、受入れ・派遣の調整を行う組織の立上げを円滑に行うため、関係機関の連携を促進すべき。

【これまでの取組み】

- ・ 平成23年7月から10月にかけて「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、10月に報告書を取りまとめ。
- ・ 同報告書を踏まえ、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動内容、活動期間、指揮調整機能、派遣調整機能等について、「日本DMAT活動要領」を改正。
 - ・ 活動が長期間（1週間など）に及ぶ場合には、DMAT 2次隊、3次隊等の派遣を考慮
 - ・ DMAT ロジスティックチーム隊員の養成
- ・ 関係機関と連携した派遣調整を行う組織の設置等について、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月医政局長通知）を各都道府県に通知。
 - ・ 災害対策本部の下に派遣調整本部を迅速に設置できるよう事前に計画を策定